

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の 改正を求める意見書を国への提出を求める陳情

【陳情趣旨】

建設アスベスト訴訟は 2021 年 5 月 17 日に最高裁にて、一人親方等への責任を含む国の違法とアスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決が下されました。

その結果、国は「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立し、2022 年 1 月に給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があり、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時に多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

また、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組を踏襲したため、支給対象に屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者が含まれておらず、死亡後 20 年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、国に対し建設アスベスト給付金法の改正を求めます。

先般、2022 年 12 月の習志野市議会において同趣旨の請願が「全会一致」で採択されています。

貴議会においても下記の事項について、国への意見書提出を陳情致します。

【陳情事項】

1. 建設アスベスト給付金にアスベスト建材製造企業からも基金を拠出させること。
2. 給付金の対象に屋外で主に働いた建設アスベスト被害者も含めること。
3. 20 年の除斥期間を延長もしくは撤廃すること。